

第 78 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1 : G7 財務相・中央銀行総裁会議を受けた日本のウクライナ支援への財務省としての取り組み

提案者 : JPF ウクライナ・ワーキンググループ

<背景>

2022 年 2 月 24 日のウクライナ人道危機発生以降、ウクライナから 640 万人以上がポーランド、ルーマニア、モルドバ、ハンガリー、スロバキアなどの周辺国に避難しているほか（5 月 20 日時点）¹、ウクライナ国内においても 800 万人の国内避難民が発生しており、1,570 万人が緊急人道支援を必要としている未曾有の事態となっています²。これを受け、各国はウクライナ及び周辺国に対する支援を表明し、2022 年 4 月 20 日の G7 財務相・中央銀行総裁声明では、財政面、物資面において 240 億米ドル超相当の追加的支援が誓約されました³。更に、2022 年 5 月 18 から 20 日にかけて開催された G7 財務相・中央銀行総裁会議では、2022 年中にウクライナに対して 198 億ドルの財政支援を行うことが合意されました⁴。

日本政府としても、ウクライナ及び周辺国に対し合計 2 億ドルの緊急人道支援の実施を発表し、ジャパン・プラットフォーム（JPF）を通じた日本の NGO による支援に対して、合計 3,260 万ドルの拠出が決定されました⁵。また、今般の G7 財務相・中央銀行総裁会議でも、日本としてウクライナへの世界銀行との協調融資を 3 億ドルから 6 億ドルに増やす方針を示しました。G7 を始めとする国際社会と連携しながら、危機に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を日本政府が表明してきたことを歓迎いたします。

今般のウクライナ人道危機では、難民・避難民に対する迅速な緊急人道支援が求められていることに加え、周辺国への避難後も避難先の国内や第三国へ安心・安全な環境を求め移動を続ける難民・避難民が多いことから、支援を提供する際には、こうした流動的な状況に対し、柔軟な対応が求められています。特に、当人道危機対応においては、現金給付・バウチャー支援の重要性が高まっており、既に人道支援団体

¹ UNHCR “Operational Data Portal - Ukraine Refugee Situation”, 2022 年 5 月 20 日時点

(<https://data2.unhcr.org/en/situations/ukraine>)

² OCHA “Ukraine: Situation Report”, 19 May 2022

(<https://reliefweb.int/report/ukraine/ukraine-situation-report-19-may-2022>)

³ ロシアのウクライナに対する侵略戦争に関する G7 財務大臣・中央銀行総裁声明（仮訳）

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7/cy2022/g7_20220420.pdf)

⁴ 7 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳）

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g7)

⁵ 外務省 報道発表 「ウクライナ及び周辺国における緊急人道支援」令和 4 年 3 月 11 日

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009302.html)

⁶ 外務省 報道発表 「ウクライナ及び周辺国における追加的緊急人道支援」令和 4 年 4 月 5 日

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009330.html)

により 1 億ドル以上の現金給付支援が行われているものの、現時点で 6 億ドルの現金給付支援が必要とされています⁷。現金給付支援は、難民・避難民が移動する先々で直面する異なったニーズに柔軟に対応することができ、地域の経済活性化にもつながること、また、戦時中でも銀行システムおよびマーケットが機能していること、万一の際にも国外から支援実施が可能なことから、ウクライナの人道支援国チーム（Humanitarian Country Team: HCT）においても全会一致で推奨されています⁸。

紛争の影響を受けた人々自身が、支援の形態として現金給付を望んでいるということは、今般のウクライナ人道危機以前から指摘されており、難民・避難民の尊厳を保つ支援としても国際的に認識されています。国際社会の一員として日本の NGO が他国および人道支援団体と協調して支援活動を行う中で、現金給付支援の実施は不可避と言え、実際 JPF を通じた各種緊急人道支援プログラムにおいても既に多くの団体が実績を有する支援形態です。一方、日本政府の要望で、全裨益者を対象として給付後の用途をモニタリングすることが兼ねてより各団体に求められてきました。しかしながら、今般の人道危機対応に際して、上述した極めて流動的な難民・避難民のニーズに迅速かつ効果的に応えるためには、全裨益者を対象とした給付後モニタリングを実施することは大変難しい状況です。JPF では、加盟 17 団体が既にウクライナ及び周辺国において事業を実施中もしくは準備中の段階にありますが、現金給付支援においては、モニタリングに求められる要件の厳しさから実施が困難となっています。

<質問>

1. G7 財務省・中央銀行総裁会議を受け、極めて甚大かつ状況が流動的な人道危機である今般のウクライナ危機に対する支援に関し、財務省のお考え、取り組みについて改めて伺わせてください。また、日本政府がウクライナへの世界銀行との協調融資を 6 億ドルへ増額すると発表した点について、どの分野への支援なのか、ご教示ください。

2. 今般のウクライナ危機に対応し、日本の NGO がウクライナ国内および周辺国において危機の影響を受ける人々のニーズに沿った緊急人道支援を迅速かつ効果的に届け、これら支援を通して日本のプレゼンスを発揮するためにも、日本政府として現金給付・バウチャー支援の実施を後押しし、国際スタンダードおよび現地での支援調整メカニズムに則った実施形態を可能とすることが求められています。この点について、財務省としてのこれまでの議論およびお考えなどを伺わせてください。

議題 2：OECD アレンジメントの既設石炭火力支援に関する方針及び「MDBs のエネルギー支援に係る日本の提案」について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝

⁷ OCHA “MPC ACTIVITIES INTERACTIVE DASHBAORD”, 2022 年 5 月 23 日時点
(<https://www.humanitarianresponse.info/en/operations/ukraine/cash-working-group>)

⁸ ACTED, OCHA “Ukraine: Cash Working Group Factsheet”, 25 March 2022
(https://www.humanitarianresponse.info/sites/www.humanitarianresponse.info/files/documents/files/2022-march_ukraine_cash_working_group_factsheet_25032022.pdf)

背景：

- **OECD アレンジメントの既設石炭火力支援に関する方針について**：第 77 回定期協議では財務省担当者より「既存の石炭火力発電所への支援について、延命（石炭火力発電所の寿命がある程度想定できるとして、それを長くすること）や容量増大（既存設備に何かを付け加えることによって発電能力を上げること）は、いずれも結果的には排出量が増えることになるため、そうした延命や容量増大を伴わない限りにおいて、CO₂ の排出削減対策のための支援は可能だという合意になっている。その中ではアンモニアの混焼も、特定して何かを定めているというわけではないが、排除されてもいない。そのような枠組みの合意になっていると我々は理解している。したがって、現時点で一切できないという合意にはなっていない。」との発言があった。しかし、OECD アレンジメントのパラ 6 の d) において CCUS 以外の abatement 技術導入支援は、b) の既設発電所への導入支援であっても今後の議論の対象となることが規定されており、支援対象に混焼技術が含まれると解釈することは不可能である。
- **「MDBs のエネルギー支援に係る日本の提案」について**：同提案では、「特定のエネルギー源や所得水準（中所得国）であることだけを理由として MDBs の支援対象から排除することは、結果として、累積的な温室効果ガスの排出量を大きくしてしまうものであり、合理的ではない。」と言及している。第 77 回定期協議では財務省担当者より「仮に、天然ガスであるからといって支援を全て排除してしまった結果、現在最も安価にエネルギーを生み出せる石炭火力に依存し続けることをその国が選んでしまうと、それはかえって石炭火力によってエネルギーアクセスを改善することになってしまうため、温室効果ガスの削減という観点からは必ずしも望ましくない。そうであれば、最終的に再生可能エネルギーに到達するまでの間に、少しでも温室効果ガスの少ないエネルギー源、例えば天然ガスを中間的に使っていくことを我々として排除はしない。」との発言があった。しかし、新規のガス火力発電所を建設すれば、その後、数十年に渡って発電時だけで約 300g~400g-CO₂/kWh の CO₂ 排出を伴い、採掘及び輸送に伴う排出を含めれば、より大量の CO₂ 排出を伴うことになる。仮に既設石炭火力の運転の延長を一時的に見込んだとしても、その後、再エネにトランジションした場合、新規のガス火力発電建設よりも将来に渡る累積的な CO₂ 排出は少なくなる可能性がある。

質問：

1. 現行の OECD アレンジメントにおいて、既設石炭火力発電所への混焼導入支援が可能とする根拠を教えてください。
2. ガス火力発電を支援対象から排除することは、「結果として、累積的な温室効果ガスの排出量を大きくしてしまうもの」と断定している根拠は何か？発電所の運転期間を踏まえた累積的な CO₂ 排出で比較をする必要があると思うがいかがか。

議題 3： G7 環境・エネルギー大臣会合に対する財務省の見解と国際協力銀行の ESG ポリシー実施の進捗について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 深草亜悠美・「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺 有輝

<背景>

- 2022年のG7議長国であるドイツは、気候変動対策をG7の主要な議題の一つとしている。さらにロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ロシアの化石燃料資源に対する制裁等の議論がG7においても活発に行われている(注1)。また、気候変動対策強化のために、化石燃料への公的支援の抑制が求められており、昨年のCOP26で採択された公的支援に関する声明には日本以外のG7諸国が賛同している(注2)。
- 2021年10月、国際協力銀行はESGポリシーを公表し、TCFDのフレームワークを踏まえた情報開示の推進、2030年までに直接GHG排出ネットゼロ、2050年までに投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成を追求するとした(注3)。ガス・石油の新規開発がネットゼロ目標と整合しないことは前回の定期協議で議論を行ったところである(注4)。
- 今年IPCCの第6次評価報告書が発表され、既存および計画中の化石燃料インフラからだけで、1.5°C/2°C排出経路を超える二酸化炭素の排出が見込まれており、新規化石燃料インフラの拡大が気候変動対策に逆行することがより明らかになっている。
- 脱炭素化の流れの強化をうけて、2022年4月以降、3メガバンクは相次いでファイナンスを通じた電力セクターのGHG排出量の中期目標(2030年目標)を発表している。MUFGは156-192gCO₂e/kWh、SMBCグループは138-195gCO₂e/kWh、みずほは138~232kgCO₂/MWhを指すとしている。

以上を踏まえて、以下4点質問する。

- 1) 5月25日~27日にG7環境・エネルギー大臣会合が開催されている。化石燃料ファイナンスについてどのような議論が行われたかお伺いしたい。
- 2) 前回の議論では、2050年のポートフォリオネットゼロに向けて、エンゲージメントを通じそれを達成していくと回答があったが、ポートフォリオの脱炭素化の詳細な道筋をお示しいただきたい。
- 3) ポートフォリオの2050ネットゼロに向け、短・中期の目標も設けるべきではないか。見解をお伺いしたい。
- 4) 電力セクターに関する中期目標について、JBICにおいてもメガバンクと同様の中期目標設定を行うべきだと考えるがいかがか。
- 5) 前回の会合では、TCFDのフレームワークを踏まえた情報開示の詳細については今後、検討していくと回答があった。この検討状況についてお伺いしたい。開示をいつ行うかについてご回答いただきたい。

注1: 例えば <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/05/08/g7-leaders-statement-2/>

注2: <https://ukcop26.org/statement-on-international-public-support-for-the-clean-energy-transition/>

注3: https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2021/pdf/1028-015365_2.pdf

注 4 : <http://jacses.org/1599/>

議題 4 : IMF による対モザンビーク財政支援 (ECF) 再開について

議題提案者 : 日本国際ボランティアセンター (JVC)、モザンビーク開発を考える市民の会、アフリカ日本協議会 (AJF)

【背景】

(1) モザンビーク政府の「隠し債務」問題と円借款

日本の NGO は、2016 年 3 月、本協議会において、2006 年に借款放棄したモザンビークの「債務持続性」の問題を鑑み、対モザンビークの円借款を見直すよう提言した。その直後の 4 月に、IMF がモザンビーク政府に 10 億ドル超の債務の報告漏れ「隠し債務」があることを発表、この一報を受けて 2016 年 6 月の協議会では円借款の停止を要求した。これに対し、財務省は、2016 年 9 月の協議会で、「2015 年 5 月に 292 億円を供与したのを最後に新規の供与を行っていない」ことを明らかにした⁹。以来、本協議会においては、NGO の側から、「隠し債務」に対する財務省としての各協議会時点の現状認識・見解と、対モザンビークの円借款の状況等を確認し、また、モザンビーク政府の人権・透明性を含むガバナンスのあり方について問題提起し、これまでに 10 回以上にわたり議論してきた (第 61~67、70、72、73、75、76、77 回)。この間、財務省からは「*隠し債務問題は重要なイシューであるとの見解に変更はない*」との見解が示されてきた。

(2) IMF による対モザンビークに対する財政支援再開の承認

一方、こうしたなか、2022 年 3 月 28 日、IMF がスタッフとモザンビーク政府との間で、同国に対する拡大クレジット・ファシリティ (Extended Credit Facility、以下 ECA) の適用について合意し¹⁰、5 月 9 日には理事会がこれを承認、3 年間で 3 億 4080 万 SDR (約 4 億 5600 万米ドル) を配分することを発表した¹¹。

【質問】

以上の (1)、(2) を踏まえ、特に (2) の IMF の承認における貴省としての判断について、以下質問する。

① 2021 年 12 月まで貴省より示されてきた、上記「隠れ債務」に対する見解について、現時点でも変更がないという理解でいいか。あれば、何に基づきどのように変わったのか示されたい。

② IMF の発表 (プレスリリース) の中では、現時点においても、モザンビークの債務の脆弱性に対処することが優先課題とされ、ガバナンスと腐敗に対する脆弱性を低減についてもさらなる進展が重要と指摘されている。これらの点は、①の質問にも関連して、これまで貴省からも懸念が示されてきた。このことを踏まえ、今回の IMF 理事会の決定に際しては、モザンビーク政府の課題について、具体的に何がど

⁹ 財務省 NGO 定期協議 (2016 年 6 月 14 日、9 月 15 日) <https://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/prosavana-jbm.html>

¹⁰ <https://www.imf.org/en/News/Articles/2022/03/28/pr2295-mozambique-imf-staff-reaches-staff-level-agreement-on-an-ecf-arrangement>

¹¹ <https://www.imf.org/en/News/Articles/2022/05/09/pr22145-mozambique-article-iv-consultation-and-ecf>

のように改善されたと判断したのか。あるいは、何をもって同国への財政支援再開を決定されたのか。その理由と分析を具体的にお示しいただきたい。

③ 上記発表のなかでは、財政支援再開の背景として、「今後の液化天然ガス（LNG）プロジェクトに大きく牽引される長期的な成長見通しは堅調である」とする一方で、その「安全保障上の懸念」による「リスクは依然として大きい」とされている。

他方で、天然ガス開発による現地社会への影響・被害については、これまで現地 NGO らを中心に調査批判され、中止するよう訴えられており、これについては、過去の本協議会でも繰り返し伝え、指摘してきたとおりである。2022 年 5 月には、現地 NGO・Justica Ambiental (JA!) / Friends of the Earth Mozambique) などが報告書「Fuelling Crisis In Mozambique」を公表¹²、「ガスが発見されてから 10 年、天然ガス開発が何千人もの人々を強制移住させ、生計の手段を失わせ、環境を破壊し、5 年にわたる紛争の火種となって 80 万人を超える人びとを難民（国内避難民）にし、何千人もの罪のない人々を死なせてしまった。同開発とこれを取り巻く歴史的なパワー・ダイナミクスは、モザンビークをさらに深い借金の穴へと追いやった。このガスはまだ 1 つも採掘されていないのに、だ。もし、すでにこれほどの苦しみを生んだのなら、これから何が起るのか想像するのも恐ろしい」との声をあげている¹³。

これを踏まえ、IMF における判断に際して、現地の人びとが置かれた状況、現地 NGO らによるこうした実地調査や指摘をどのように認識、考慮し、判断に反映しているのか（いないのか）を教えてください。

議題 5：クーデター発生後のミャンマーにおける円借款事業の継続、及びミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業（通称 Y Complex）に対する融資について

提案者：メコン・ウォッチ 木口由香

背景：

ミャンマーでは、2021 年 2 月 1 日に国軍によるクーデターが発生してから、国軍が指揮する「治安部隊」の暴力により犠牲になった方たちは、確認されているだけでも 5 月 20 日時点で 1,851 名にのぼる。与党であった国民民主連盟(NLD)関係者や、ミャンマー国軍の力による現状変更に対し抗議する人々のうち、不当に拘束された、または逮捕状が発行された人は延べ 13,769 名となっている（1）。少数民族居住地域での戦闘の死者は正確には把握されておらず、5,600 名を超えるという報道もある(2)。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、2022 年 5 月 4 日時点で国内避難民（IDP）の推計値は 937,000 人、うち 2021 年 2 月のクーデター以降の IDP は推定 590,000 人、近隣国へ避難している難民は 59,000 人に上る(3)。ミャンマーの人権状況などを調査するオルセアン-ビルマ（Altsean-Burma）の報告によれば、クーデター以降の 1 年間で武力衝突や民間人への攻撃が 8,647 回発生している。これは、同じ時期にシリア、アフガニスタン、イエメンで起きた衝突や攻撃の回数よりも多く、クーデターが起きる前の 1 年間に比べると 762 パーセント増加したとも指摘されている(4)。ミャンマーでは、極めて深刻な人権状況が続いている。

¹² <https://friendsoftheearth.eu/wp-content/uploads/2022/05/Fuelling-the-Crisis-in-Mozambique.pdf>

¹³ <https://friendsoftheearth.eu/press-release/humanitarian-and-climate-catastrophe-in-mozambique-fuelled-by-public-money/>

日本政府はこれまで、ミャンマーと 13,785 億円の借款契約に調印していると理解しているが、現状の国軍による弾圧や少数民族地域での武力衝突の下では、日本の円借款で実施される大型インフラ整備の経済への波及効果は一部地域にしか及ばず、ミャンマーの人々全体の生活向上に資する可能性は低いと考えられる。更に、円借款で進むミャンマーの鉄道改修事業の一部工区で今年 1 月から 3 月に爆発があり、工事が中断していることが、本年 4 月 29 日に報道された (5)。円借款事業が、国軍を利するものと見做すミャンマー市民がいる可能性を示唆するものとも言える。現在の政治状況下での日本の ODA を含む経済援助の継続については、これまでも在日ミャンマー人をはじめミャンマー市民から、国軍を利するという懸念がさまざまな場で示されてきた。

日本政府は 2011 年のミャンマー民政化に際し、2013 年までに約 5,000 億円の債務を帳消ししている。それ以前にも債務救済が実施されており、軍政時代から債務不履行が繰り返されている。クーデター以降、ミャンマー経済はマイナス成長となっており、現在は回復傾向にあるものの、以前のような急成長は見込めない情勢である。今後再び、債務が返済されない状況に陥ることも懸念される。また、返済がなされる場合でも、厳しい経済状況に置かれたミャンマー市民への行政サービス等を削減して返済される可能性が高く、倫理的な問題も生じる。ミャンマーでは中央銀行が 4 月に強制両替の通達を出しており(6)、深刻な外貨不足が顕在化している。

Y Complex (Y コンプレックス) は、国際協力銀行 (JBIC) が 2018 年 12 月に「質高インフラ環境成長ファシリティ」の一環として、支援を決定したものである。本件については、第 74 回、75 回の定期協議でも議論してきた。JBIC は、東京建物株式会社、株式会社フジタ (大和ハウス工業子会社) が、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN、国土交通省が管轄する官民ファンド) と共に設立したシンガポールの法人 Yangon Museum Development Pte. Ltd. (YMD) との間で、融資金額約 4,700 万米ドルを限度とする貸付契約を締結している。YMD はこの資金を、ミャンマーの法人 Yangon Technical and Trading Company Limited (YTTC) と共に設立したミャンマー法人 Y Complex Company Limited を通じ、ヤンゴン市のホテル・サービスアパートメント等を備えた複合不動産 Y コンプレックスの開発・運営事業に投じている(7)。

この事業の敷地は、国防省が管理しており、環境アセスメントに添付された契約書から、賃貸人が同国軍の兵站副総局長で、賃貸借契約書によれば賃料はミャンマー・チャットまたは米ドルで「防衛口座 (Defence account)」という名義の口座に振り込まれることが明らかとなっており(8)、JBIC も第 75 回定期協議において、「ミャンマーの国防省の兵站局に支払われている」と説明している。賃貸人である兵站局は 2021 年 12 月、米国、英国とカナダの制裁対象となった(9)。

大和ハウス工業は、NGO からの問い合わせに対し 2021 年 2 月 1 日以降賃料は支払っていないため、兵站局にも送金は行なわれていないと述べ(10)、東京建物も 2021 年 2 月 1 日以降サブリース料は支払われていないと主張している(11)。両社の主張のように、支払いが停止されていれば賃料が国軍の資金にならないということであれば、支払いを再開すれば国軍の収益となることを意味する。これまで当方が繰り返し指摘してきた、現下のミャンマー情勢でこの賃料が支払われることがあれば、市民の虐殺を続ける国軍の運営費あるいは国軍が「治安維持」と称する市民への攻撃、少数民族居住地域での軍事行動等に使用されることが容易に推測され、重大な人権侵害への加担、紛争の助長等に繋がる、という懸念が、事業継続により現実となる恐れを改めて認識するところである。

また東京建物は、2022年3月29日発表の「有価証券報告書―第204期(令和3年1月1日―令和3年12月31日)」で本事業に関する減損を公表している(12)。また、「2022年12月期第1四半期 決算説明資料」では本事業を「工事中断」とし(13)、今後の見通しを示していないが、事業は継続していると理解している。

第74回定期協議でJBICからは、Yコンプレックスに対する融資に関し、「これは贈与ではなくローンである。ローンの場合、元本に加えてしっかりと利息等分を得る形で、ファイナンスが組成できる対象事業の事業性を確認し、対応してきているとの事実関係がある」との説明があった。現状、建設工事が無期限に停止されていることから、事業は大きく遅延し、当初の事業性からは大きな変化があったと理解するところである。

質問：

1. 現状、国軍による弾圧や少数民族地域での武力衝突の影響で、日本の円借款による大型インフラ整備は、ミャンマーの人々の生活向上に資する可能性は低い。しかし円借款の供与は継続されている。財務省は現状のミャンマーへの援助効果をどのように評価しているのか。
2. 経済の停滞、外貨不足が顕在化している中、ミャンマーからの借款返済は滞りなく行われているのか。
3. 現在の政治状況下でのミャンマーの債務の増加は、ミャンマーの民主化にも寄与せず、ミャンマー市民に対しても不当なものであるため、円借款は一旦停止するべきだと考えるが、財務省としてどのような判断でこれを継続しているのか。また、借款事業を停止する予定はないのか。
4. Yコンプレックスについて、ミャンマー国防省に関連する歳入歳出に関しては、クーデター以前でもNLD政権から説明が得られる状態ではなかったことから、第75回定期協議(2021年3月5日)において兵站局の口座から一般会計に資金が移されているか、といった点を確認すべき、と指摘し、JBICからは「本件についてはクーデター以前からメコン・ウォッチを始めとする外部のステークホルダーから問題意識が提示されたことを受け、その事実関係を把握すべく、事業者や在ミャンマーの日本大使館とも連携しながら確認を進めているところであった」と説明があった。この確認は現在も継続されているか。もし継続されている場合はその経過を、されていない場合は確認を止めた理由をご説明いただきたい。
5. 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の四章第三節第二十五条3によれば、出資決定の際、「国土交通大臣は、前項の認可(注：支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定)をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない」と定められている。この協議に関し、財務省としてどのような体制で確認をおこなっているのかご説明いただきたい。
6. メコン・ウォッチ他のNGOは、Yコンプレックス事業へのJBIC融資を継続する点につき、ミャンマーのガバナンス、および人権の観点から停止を求めてきたが、現状では事業の収益性という点でも

問題が生じていると理解している。JBIC は現在も貸付実行を停止し、融資先に期限前償還を求める予定はないのか。そうした措置をとる予定であれば、その理由のご説明を、とらない場合は、事業の今後につき、どのような判断をされているのかご説明願いたい。

注：

(1) 政治囚支援協会. <https://aappb.org/?p=21565>

(2) Radio Free Asia. "New civilian death toll since coup 'unprecedented' in Myanmar's history"
<https://www.rfa.org/english/news/myanmar/toll-05172022210115.html>

(3) UNHCR. "MYANMAR EMERGENCY UPDATE as of 4 May 2022".
<https://reporting.unhcr.org/document/2314>

(4) ALTSEAN. "ASEAN on Burma/Myanmar: An increasingly poor excuse for UN Security Council inaction, Altsean-Burma Factsheet, March 10, 2022".

https://drive.google.com/file/d/1_U3AdXvuWf6nCWz9lOtoIHfBAjmxZtum/view

(5) 共同通信. 「日本支援の鉄道事業中断 爆発相次ぐ、ミャンマー」.

<https://news.yahoo.co.jp/articles/46184c211cf5cbfe686e284d71dae157ca12c188>

(2022年5月23日閲覧)

(6) JETRO. 「中銀、外貨から現地通貨チャットへの両替義務の免除対象を発表（ミャンマー）」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/092ad4f7ae6a9ec4.html>

(7) JBIC プレスリリース.

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html>

(8) Environmental Impact Assessment Y COMPLEX PROJECT Dagon Township. YANGON. July 2019.
<http://ayeyarhinthar.com/pdf/Environmental%20Impact%20Assessment%20Report%20of%20Y%20Complex%20Project.pdf>

(9) (米国) Treasury Sanctions Perpetrators of Serious Human Rights Abuse on International Human Rights Day," U.S. Department of the Treasury press release, December 10, 2021 at
<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0526>;

(英国) "New UK sanctions target human rights violations and abuses in Myanmar and Pakistan," Foreign, Commonwealth & Development Office press release, December 10, 2021 at
<https://www.gov.uk/government/news/new-uk-sanctions-target-human-rights-violations-and-abuses-in-myanmar-and-pakistan>;

(カナダ) "Backgrounder: Additional Myanmar sanctions," Global Affairs Canada, updated December 10, 2021 at
<https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2021/12/backgrounder-additional-myanmar-sanctions.html>.

(10) ダイワハウスから Inclusive Development International (IDI) への返信 (2022.2.1 付).
<https://drive.google.com/drive/folders/1CvjarmV0UmY1e0HXNjtSyJBoIRdUF5cd>

(11) 東京建物から Inclusive Development International (IDI) への返信 (2022.2.17 付).
<https://drive.google.com/drive/folders/1CvjarmV0UmY1e0HXNjtSyJBoIRdUF5cd>

(12) <https://pdf.irpocket.com/C8804/jQuq/pr1X/EUGr.pdf>

(13) <https://pdf.irpocket.com/C8804/wiqp/J1iz/Qg9u.pdf>